

公益社団法人砂防学会事務局運営規程

第1章 総 則

(総則)

第1条 この法人の事務局の運営は、公益社団法人砂防学会定款（以下「定款」という。）及びこれに基づく諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 事務局の運営

(適用)

第2条 定款第47条の規定に基づく事務局の管理運営は、次のとおりとする。

(事務局の職務)

第3条 事務局は、この法人業務の運営に必要な、他の部門に属するものを除く次の職務を遂行するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告の作成に関すること
- (2) 会員管理及び会費収納管理に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 予算の執行管理に関すること
- (5) 金銭の出納に関すること
- (6) 会計帳簿の作成に関すること
- (7) 収入・支出の各種帳簿及び証拠書類の整備保存に関すること
- (8) 総会、理事会等の諸会議の開催及び運営に関すること
- (9) 公印管理に関すること
- (10) 登記及び登録簿に関すること
- (11) 関係機関への届出、報告等及び情報公開等に関すること
- (12) 文書及び書類等の整備保存に関すること（砂防技術推進機構に係る事項を除く。）
- (13) その他他の部門に属さないこと

第3章 決 裁

(決裁)

第4条 定款及びこの規程並びにその他の規程等に定める会長の決定又は承認に係る事項（この規程及び諸規定により権限を委任した事項を除く。）については会長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁は、文書により行い、これを保存しなければならない。

3 前項の文書とは、業務の運営に必要な一切の書類をいう。

第4章 文書

(発行文書等)

第5条 発行文書のうち、発送を要するものについては、「砂学発」の記号を付し、事業年度毎に更新する一連の番号を付さなければならない。

2 発送を要する発行文書は、文書台帳に登録するとともに、その控えを作成し、第9条の規定により保存しなければならない。

(発行文書に使用する公印)

第6条 発行文書に使用する公印は、会長が別に定める公印規程による。

(受付文書)

第7条 受付文書は、第5条2項の規定を準用し、保存しなければならない。

第5章 文書保存

(備付け帳簿及び書類)

第8条 事務局には、定款に定める次の帳簿及び書類を常時備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及びその他会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書
- (6) 事業計画及び予算に関する書類
- (7) 事業報告及び決算に関する書類
- (8) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(文書の保存方法)

第9条 文書は、番号順、番号のないものは、日付順に繰り込み保存しなければならない。

2 契約書は、その種別毎に、とりまとめて保存しなければならない。

(文書の総括責任者)

第10条 文書の総括責任者は、事務局長とする。

2 職員は、事務局長の指示に従い、文書の適正な保存に努めなければならない。

(文書の保存期間)

第11条 文書の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 定款は、永久
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類は、永久
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書は、永久
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類は、永久
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類は、議事が行われた事業年度終了後10年
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類は、当該事業年度終了後10年
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類は、当該年度終了後10年
- (8) 契約書は、契約事項が消滅した年度終了後7年
- (9) 発行文書の控は、発行年度終了後5年、ただし、契約に係る発行文書は、前号の契約書に同じ
- (10) その他必要な書類及び帳簿は作成年度終了後3年

(情報公開)

第12条 事務局には、次の業務及び財務等に関する資料を備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 定款39条第2項に定める書類
- (4) 定款第40条第3項に定める書類

2 前項第2号の資料を除き、原則としてホームページにより情報開示を行うものとする。

第6章 補則

(規程の改廃)

第13条 この規程を改廃しようとする場合は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則 この規則は平成27年3月21日から適用する。

附則 この規則は平成28年5月19日から適用する。

附則 この規則は平成28年8月3日から適用する。